

1 保育士修学資金貸付の概要

【修学資金の概要】

- 1 この資金は、福島県における保育士の確保を図るため、福島県に住所登録している方や福島県出身者、他県より県内の厚生労働大臣が指定する保育士養成施設（以下「養成施設」といいます。）に修学し、卒業後、福島県内において保育士としての児童の保護等の業務（以下「保育業務」といいます。）に従事しようとする方に無利子で貸付けます。
- 2 養成施設を卒業後、1年以内に福島県内において別表に定める施設等で保育業務に従事し、かつ、引き続き5年間従事した場合は、貸付けた修学資金の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、貸付けた修学資金の全部または一部が免除されることがあります。

(1) 実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）です。

(2) 貸付対象者 ※通信制及び4年生大学は除きます。

次の要件を満たす方で、養成施設を卒業後、福島県内において保育業務に従事しようとする方です。

- ①学業成績が優秀であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められ、かつ、修学のための同種の資金を他から借り受けていない（日本学生支援機構からの資金を除く。）次のいずれかに該当する方です。

ア 福島県内に住民登録をしている者（又は養成施設入学前に県内に住所を有）

イ 他県より県内の養成施設に修学し、卒業後、県内において保育士業務に従事しようとする者

※世帯の収入は、日本学生支援機構による世帯収入（第一種）の上限が目安です。

- ②平成23年に発生した東日本大震災による地震・津波により住宅が被災（住宅の被害程度が半壊以上）し、罹災証明書の交付を受けた方。
- ③原子力災害対策特別措置法に基づき、平成23年4月22日に設定された区域（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域）の中に平成23年3月11日時点で住所を有していた方。

(3) 貸付期間

貸付期間は、養成施設に在学する期間です。ただし、正規の修業期間を限度とします。

(4) 募集人員 40名（予定）

(5) 貸付内容等 （下記の金額を上限として貸付けます。）

- ①修学金 50,000円（月額。交付は年2回に分けて行います。）
※修学期間により上限額が異なります。
- ②入学準備金 200,000円（初回の貸付時。貸付の対象があります。）
- ③就職準備金 200,000円（最終回の貸付時。貸付の対象があります。）

貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯も含む）の方は、上記の貸付内容に加えて生活費の一部に充当できる費用を加算することができます。加算額は、貸付申請時の年齢及び居住地により異なります。また、この加算額（約4万前後）は、貸付申請時からの加齢や居住地が変更されても一旦決定した金額は変更できません。

⇒ 詳しくは福島県社会福祉協議会にお問い合わせください。

（電話 024-523-1256）

(6) 資金の交付

貸付契約後、貸付金は、年2回（4月、9月）に分け指定の口座に振り込みます。

※貸付決定後の第1回目の修学資金等の交付は6月頃となります。ただし、貸付契約書等の必要書類の提出状況により貸付金の交付が遅延します。

※就職準備金について卒業年の3月に送金となります。

(7) 連帯保証人

連帯保証人が必要となります。貸付を希望する方が未成年の場合は、親権者または後見人です。ただし、修学資金の返還が求められた際に債務を負担できる方が必要です。

連帯保証人は、貸付を受けた方が修学資金の返還を求められ、修学資金の返還を行わない場合は全ての返還債務を負担し、返済していただきます。

(8) 貸付利子

①貸付利子は、無利子です。

②返還（返済）が開始され、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき額につき年5パーセントの延滞利子を返還金と合わせて納入していただきます。

(9) 修学資金の返還免除

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録し、福島県内の福祉施設等において、保育業務に従事し、かつ、5年間引き続きその業務に従事した場合には修学資金の返還が免除されます。

※詳しくは、「福島県保育士修学資金貸付実施要領」をご覧ください。

2 申請手続き等

修学資金の貸付を希望する場合は、以下により、在学する養成施設を經由して社会福祉法人福島県社会福祉協議会（略称「県社協」）に提出してください。

(1) 提出書類

①保育士修学資金貸付申請書（様式1）

②養成施設の長の推薦書（様式2）

③住民票の抄本

④前記1の保育士修学資金貸付の概要（2）貸付対象者の②に該当する場合は、罹災証明書。（写しでも可）

⑤県外に住民登録をされている方は、養成施設に入学までに、福島県に住所を有していたことを証明する書類（例：住民票の抄本、戸籍謄本の附表、当時の学生証など）

⑥申請者又は申請者と生計を一つにする家族の収入を証明する書類。（会社員の場合は、直近の源泉徴収票、それ以外の方は、課税証明書。）

⑦連帯保証人となる方で会社員の方は直近の源泉徴収票（写しで可）、それ以外の方は課税証明書。

⑧入学時に年齢が45歳以上であり、かつ離職して2年以内の場合は離職証明書。

⑨生活保護受給世帯等の方は、別途手続き書類が必要です。

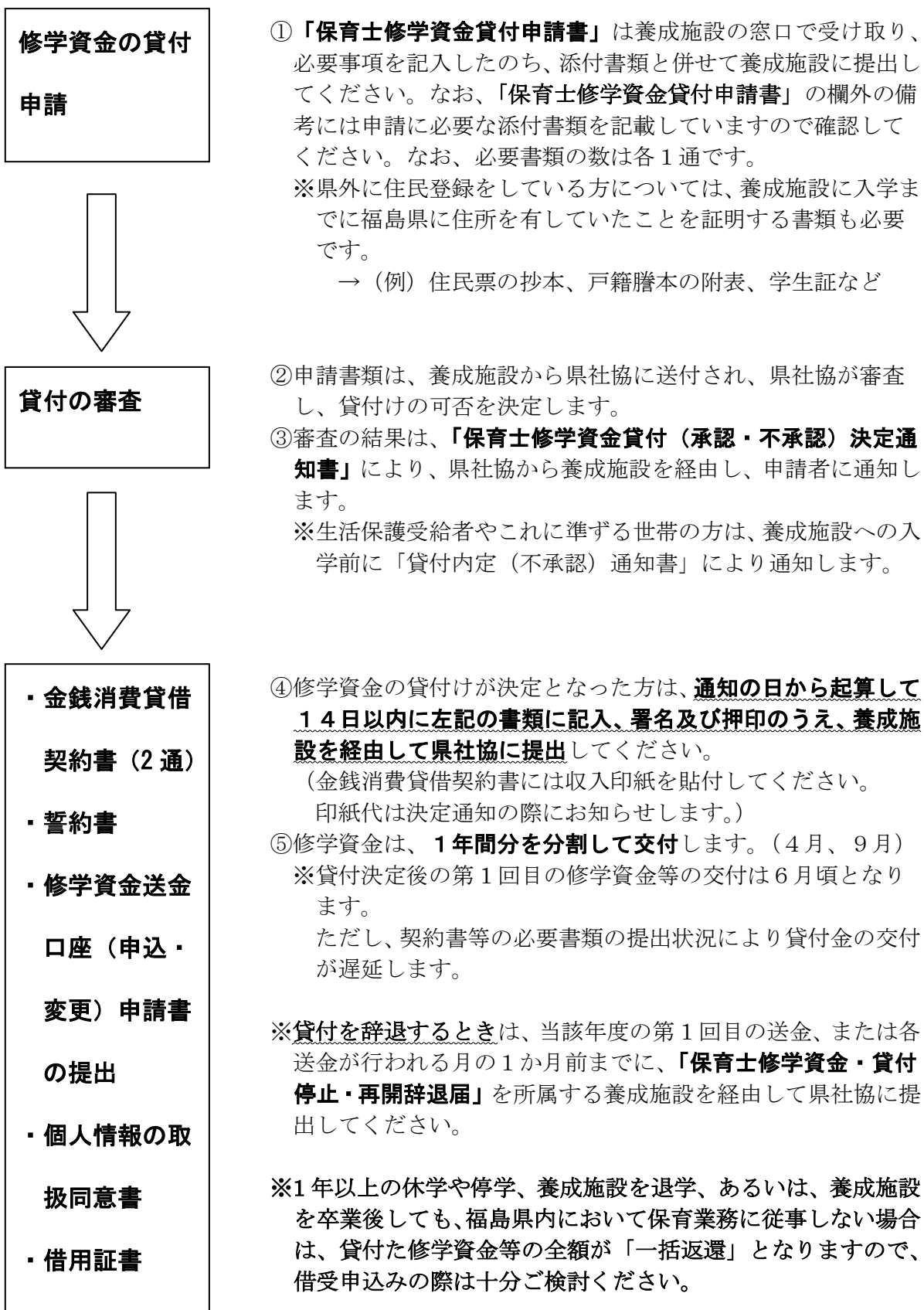
(2) 連帯保証人を1人立てること。

(3) 同種の修学のための資金を他から借り受けている場合や、求職者支援制度を利用してハローワーク、テクノアカデミー等を通じて在学する場合は、本修学資金の貸付を受けられません。（日本学生支援機構からの借り入れを除く）

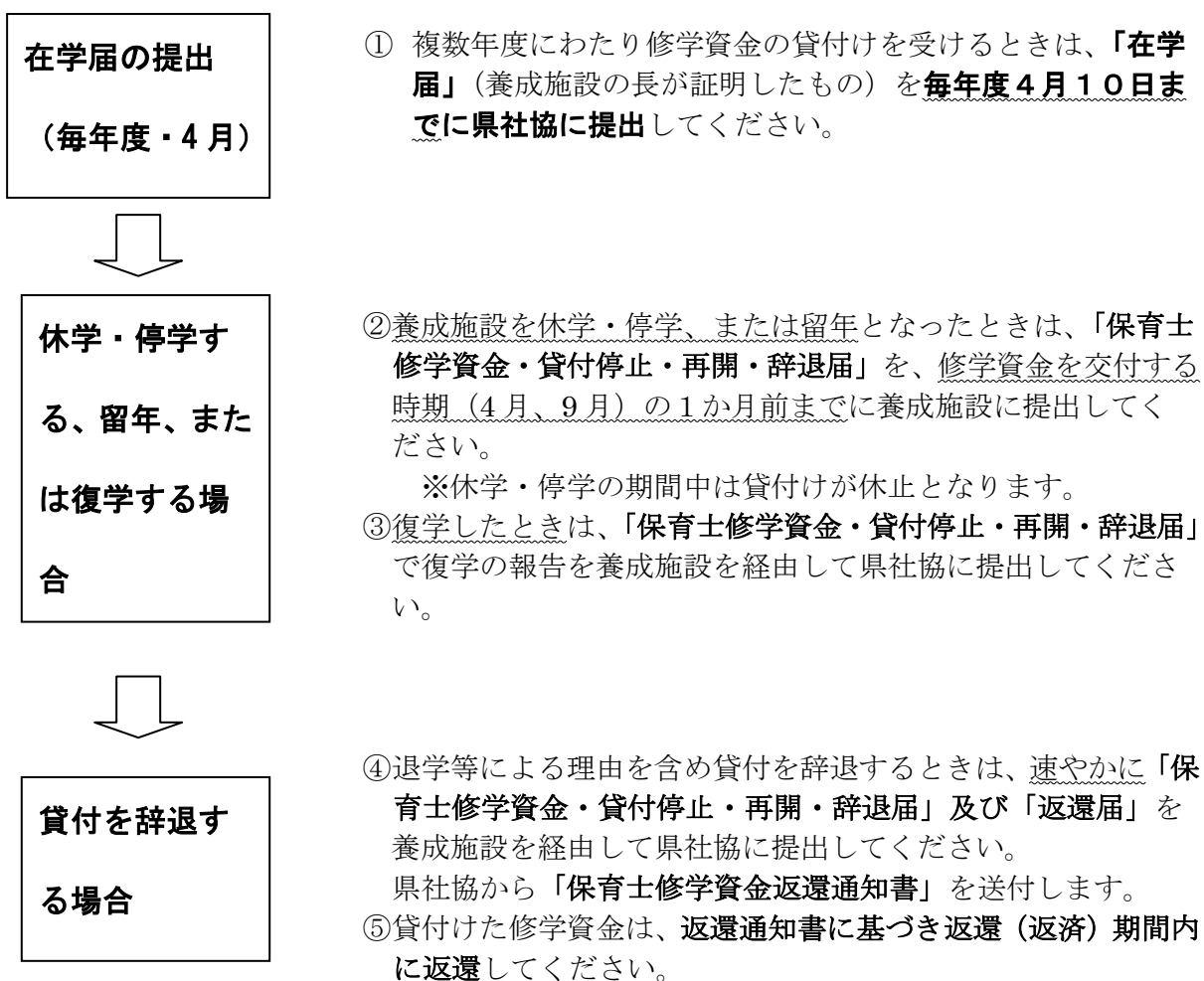
(4) 県社協会長は、提出された書類の審査等により、修学資金の貸付を受ける者の選考を行い、その結果を在学する養成施設を通して通知します。（審査内容は開示しません。）

3 申込み・貸付決定時の手続き

(1) 修学資金の申込み



(2) 養成施設の在学時の手続き



※返還が滞った場合は、「連帯保証人」に債務の全額を請求し返還していただきます。

(3) 養成施設等の卒業及び就職後の手続き

養成施設を卒業し、保育士登録簿に登録し1年以内に、福島県内において別表に定める施設等で保育業務に従事した場合には、その業務の従事期間中は修学資金の返還が猶予され、さらには、指定した期間以上その業務に従事した場合には貸付けた修学資金を免除することができます。

(※上記に該当しない場合は、貸付けた修学資金等を全額返還していただきます。)

- ・ 卒業届 ※
- ・ 資格取得届
- ・ 業務従事届
- ・ 返還猶予申請



返還猶予決定



業務従事届
(返還猶予期間中は毎年4月、及び職場等の変更があった都度提出)



- ・ 返還免除申請
- ・ 借用証書の返還

①養成施設を卒業した場合は速やかに「卒業届」(就職内定通知等の写しを添付)を養成施設を經由して県社協に提出してください。

②保育士の資格を取得した場合は、速やかに福島県の保育士登録簿に登録し、「資格取得届」に登録証の写しを添付し、あわせて、別表の施設等において保育業務に従事した場合は「業務従事届」と「保育士修学資金返還猶予申請書」を速やかに提出してください。提出先は県社協となります。

③県社協は審査を行い、その結果を申請者に通知します。

④保育士登録簿に登録の後、福島県内において別表の施設等で保育業務に従事している期間は返還猶予となります。

返還猶予期間中は毎年4月に、及び勤務先・従事する職種に変更があった都度に「業務従事届」を県社協に提出してください。

⑤休職・退職等となった場合は、返還を開始していただきます。(猶予できる場合もありますのでご相談ください。)

⑥5年間継続して、福島県内において別表の施設等で保育業務に従事すると、返還債務が申請により免除となります。(勤務期間は勤務する地域により異なることがありますのでご相談ください。)

⑦5年間、引き続き別表の施設等で保育業務に従事した後、「保育士修学資金返還免除申請書」に、返還免除申請時の業務従事先における「業務従事届」を添えて県社協に提出してください。

⑧返還免除が決定した後、お預かりしている「借用証書」をお返しします。

【過疎地において保育業務に従事している場合】

以下の地域の施設等において保育業務に従事している場合は、業務従事期間が3年間に短縮されます。

川俣町、下郷町、桧枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、矢祭町、埴町、鮫川村、古殿町、川内村、葛尾村、飯舘村

<別表>

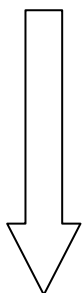
福島県保育士修学資金の返還債務の免除に係る対象業務

- 1 福島県内において以下の施設等で保育業務に従事すること
 - (1) 障害児通所支援（児童発達支援または放課後等デイサービス）を行なう児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設
 - (2) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
 - (3) 児童相談所の児童を一時保護する施設
 - (4) 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（指定保育士養成施設）
 - (5) 幼稚園のうち、次に掲げるもの
 - ①教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ②「認定こども園」への移行を予定している施設
 - (6) 認定こども園
 - (7) 認可外保育施設のうち、次に掲げるもの
 - ①児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
 - ②上記①に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - ③雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等視援助正規の助成を受けている施設
 - ④「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発第0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
 - (8) 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
 - (9) 一時預かり事業、病児保育事業
 - (10) 放課後児童健全育成事業
- 2 全国を区域とする以下の施設において保育士としての業務に従事すること
 - (1) 国立児童自立支援施設
 - (2) 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設
 - (3) 医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」

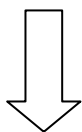
(4) 修学資金の返還の場合

養成施設を1年以上休学し、または停学・退学となった場合、若しくは養成施設を卒業後、指定する期間内に福島県内の別表に定める施設等において保育業務に従事しなかった場合には、貸付けた修学資金を全額（一部免除された場合はその金額を除く。）返還していただくことになり、次の手続きを行っていただきます。

返還届の提出



貸付金の返還



借用証書の返還

- ① 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」といいます。）は返還となる事由が発生した日から14日以内に「返還届」を県社協に直接、提出してください。
その後、県社協から「保育士修学資金返還通知書」及び「預金口座振替依頼書」を送付し、返還方法について通知します。
なお、上記通知が届き次第「預金口座振替依頼書」に必要事項記入のうえ、速やかに県社協へ返送してください。

※連帯保証人とも返還通知書の内容を確認しておいてください。

- ② 「保育士修学資金返還通知書」に記載された返済計画により、直ちに返還していただきます。
- ③ 返還金は、「預金口座振替依頼書」により指定のあった金融機関の口座から自動引落により返還していただきます。
- ④ 納付指定日を過ぎた場合は、**返還すべき額に年5%の延滞利子を加算**します。

- ⑤ 返還が完了した場合は、県社協がお預かりしている「借用証書」をお返しします。

(5) その他の手続き

住所・氏名・勤務先等を変更した場合（届出内容に変更があった場合）

- ① 借受人、または連帯保証人に住所等の変更があった場合は、その都度、借受人にあつては「保育士修学資金借受人異動事項等届出書」、連帯保証人の場合は「保育士修学資金連帯保証人届出事項変更書」により、直ちに県社協に提出してください。
養成施設に在学中に住所等の変更があった場合は、養成施設を経由して速やかに県社協に報告してください。
- ② 貸付を受けていた者が、従事していた職種に変更があった場合、勤務先を変更した場合、または転職した場合など、届出事項に変更があった都度、直ちに県社協に報告してください。

4 手続きに必要な提出書類

【在学中】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を申請するとき	保育士修学資金貸付申請書	様式 1	※貸付審査後、県社協は保育士修学資金貸付申請結果通知書を、推薦のあった養成施設の長を経由して申請者に通知しますので、 <u>14日以内</u> （「貸付が決定したとき」）に必要な書類を、在学する養成施設を経由して県社協に提出してください。
	住民票の抄本 又は戸籍謄本の付表	市区町村指定のもの	
	推薦書	様式 2	
	※福祉事務所長意見書	様式 3	
貸付が決定したとき	保育士修学資金金銭消費貸借契約書	様式 5	※「福祉事務所長意見書」は、該当する方のみです。
	誓約書	様式 6	
	保育士修学資金送金口座（申込・変更）申請書	様式 7	
	個人情報取扱同意書（借受人及び連帯保証人）	様式 8	
	借用証書	様式 9	
複数年度にまたがる貸付を受けるとき	在学届	様式 10	※ <u>毎年度、4月10日まで</u> 県社協に必ず提出。

(2) 貸付の決定の後、変更がある場合、または貸付が解除になった場合に提出するもの

変更事項	提出書類	様 式	備 考
養成施設に修学している者及び連帯保証人の住所・氏名・勤務先等の変更	保育士修学資金借受人異動事項等届出書	様式 11	
	保育士修学資金連帯保証人届出事項変更書	様式 12	
休学・転学・停学等	貸付停止・再開・辞退届(休学・停学・退学・復学等)	様式 13	貸付を停止します
留年したとき			理由により貸付期間の延長をします
復学したとき			貸付を再開します
退学したとき 貸付を辞退するとき 貸付解除となったとき	貸付停止・再開・辞退届(休学・停学・退学・復学等)	様式 13	返還開始通知書を送付しますので、返還計画に基づき、指定のあった金融機関から自動引落により返還していただきます。
	保育士修学資金・返還届	様式 19	
死亡したとき	保育士修学資金借受人異動事項等届出書	様式 11	※死亡診断書等、事実を確認できる書類を添付して県社協に直ちに届出してください。
	保育士修学資金・返還届	様式 19	

【卒業後】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
卒業（貸付修了）したとき、及び就職したとき	卒業届（就職内定通知等を添付）	様式 14	卒業したときから 14 日以内に県社協に提出
	資格取得届	様式 15	保育士登録済証の写しを添付
	業務従事届	様式 16	職場の公印が必要
氏名・住所・勤務先（連帯保証人を含む）等の変更があったとき	保育士修学資金借受人異動事項等届出書	様式 11	借受人に変更事項が生じた場合
	保育士修学資金連帯保証人届出事項変更書	様式 12	連帯保証人に届出事項に変更が生じた場合

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
別表に定める社会福祉施設等において保育士業務に従事したとき	業務従事届	様式 16	返還猶予期間中は毎年 4 月 10 日までに提出
	保育士修学資金返還猶予申請書	様式 17	就職した年月日を必ず記入してください。
災害・疾病等により業務に従事できないとき	保育士修学資金返還猶予申請書	様式 17	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合、または返還免除申請に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
業務従事先を変更したとき（職場を変更したとき、人事異動で職場が変わったとき）	保育士修学資金借受人異動事項等届出書	様式 11	
	業務従事届（新しい勤務先の勤務状況）	様式 16	新しい勤務先から、証明してもらいます。
業務従事中に疾病等により業務に従事できなくなったとき（または一部免除の申請をするとき）	保育士修学資金返還免除申請書	様式 21	修学資金の貸付期間以上、別表の社会福祉施設等で保育士業務に従事した場合、返還債務の一部が免除になる場合があります。
	業務従事届	様式 16	
貸付条件に定める業務に、一定期間以上勤務したとき（修学資金の返還免除に該当する場合）	保育士修学資金返還免除申請書	様式 21	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	業務従事届	様式 16	

(4) 返還に至った場合、提出するもの ※貸付条件に反した場合

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還する事項に該当した	返還届	様式 19	速やかに提出のこと。
保育士修学資金返還通知書受理後	預金口座振替依頼書		様式は本会から送付します。

資 料

- (1) 福島県保育士修学資金貸付実施要領
- (2) 様式集

(1) 福島県保育士修学資金貸付実施要領

(目的)

第1 この実施要領は、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学に係る資金を貸付けるため必要な事項を定めることにより、県内の保育人材の確保を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 福島県保育士修学資金貸付（以下「修学資金」という。）は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(貸付対象者)

第3 保育士修学資金の貸付対象者は、県内に住民登録をしている者で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき厚生労働大臣が指定する保育士を養成する学校（以下「養成施設」という。）に在学し、卒業後、別表に基づく施設等で、かつ、県内において保育士として児童の保護等の業務（以下「保育業務」という。）に従事しようとする者であって、次に該当する者とする。

(1) 学業成績が優秀であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められ、かつ、修学のための同種の資金を他から借り受けていない（日本学生支援機構からの資金を除く。）者とする。ただし、次による場合を含むものとする。

ア 他県より県内の養成施設に修学し、卒業後、県内において別表に定める保育業務に従事しようとする者

イ 県内出身者であって県外の養成施設に修学し、卒業後、県内において別表に定める保育業務に従事しようとする者

(2) 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であること。又はこれに準ずる経済状況にある次のいずれかに該当する者。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免

エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(3) 前号の規定に関わらず、平成23年に発生した東日本大震災により被害を受けた者であって次のいずれかに該当する者については、学業要件並びに家庭の経済要件を問わないこととする。

①地震、津波によって居住していた住宅が被災し、罹災証明書の交付を受けた者。ただし、住宅の被害の程度が半壊以上と判定された場合に限る。

②原子力災害対策特別措置法に基づき、平成23年4月22日に設定された次の区域の中に平成23年3月11日時点で住所を有していた者。

ア 警戒区域

イ 計画的避難区域

ウ 緊急時避難準備区域

2 前項の養成施設は、通信制を除くものとする。

(貸付対象者の推薦及び募集人数)

第4 修学資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、在学する養成施設

設の長の推薦を要するものとし、募集を行う人数は別に定める。

(貸付期間及び貸付額)

- 第5 修学資金の貸付期間は、在学する養成施設の正規の修学期間とする。ただし、病気等真にやむを得ない事情によって留年した場合は修学資金の貸付期間に含めることができるものとする。
- 2 修学資金の貸付額は、1,200,000円以内とし、これを貸付期間に応じて均等に分割のうえ貸付けるものとする。ただし、貸付の初回に入学準備金として200,000円以内を、卒業時に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができるものとする。
- 3 第3の第1項(2)に該当する場合は、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額(平成27年度)のうち、申請者の年齢及び居住地の区分の額に相当する額以内の加算をすることができるものとする。ただし、生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできない。

(貸付方法及び利子)

- 第6 修学資金の貸付は、県社協会長と第3による貸付対象者との契約により貸付けるものとする。
- 2 修学資金の貸付利子は、無利子とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)が正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収するものとする。

(貸付の申請)

- 第7 申請者は、次の書類を在学する養成施設の長に提出するものとし、養成施設の長は、別に定める期日までに推薦書(様式2)を添えて県社協会長に提出するものとする。
- (1) 保育士修学資金貸付申請書(様式1)
- (2) 住民票の抄本
- (3) 申請者又は申請者と生計を一つにする家族の所得がわかる書類
- (4) 養成施設の入学時、年齢が45歳以上であって、離職して2年以内の場合は離職証明書
- 2 第3の第1項(2)に該当する申請者は、養成施設の入学前の別に定める期日までに、次の書類を添えて県社協会長に提出するものとする。
- (1) 在学する高校からの学業に関する調査書、または内申書
- (2) 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- (3) 貸付に関する福祉事務所長の意見書(様式3)
- 3 第5の第3項による生活費加算の支給を受けようとする申請者は、前2項の(1)から(3)の書類のほか、福祉事務所長が発行する「保護変更決定通知書」の写し等を県社協会長に提出するものとする。
- 4 第3の第1項(3)に該当し、かつ、平成23年3月11日以降に住民票を移動した申請者にあつては、前第1項に定める書類のほか、被災時に住所を有していたことを証明する書類を併せて提出するものとする。ただし、住民票で当該内容が確認できる場合を除く。
- 5 複数年度にわたり修学資金の貸付を受けようとする申請者は、養成施設をとおして貸付初年度を除いた毎年度4月10日まで(休日・祝日にあたる場合はその翌日まで)に養成施設の長が証明する在学届(様式10)を県社協会長に提出するものとし、提出期限までに在学届の提出がない場合は、当該年度の貸付を辞退したものとみなす。

(連帯保証人)

- 第8 申請者は連帯保証人を立てるものとし、連帯保証人は借受人と連帯して貸付けた修学

資金の返還の債務を負担するものとする。

- 2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、債務を連帯保証できない状況にある場合は、債務を連帯して保証できる者を立てるものとする。
- 3 連帯保証人の住所又は連絡先、勤務先などの届出事項に変更がある場合は、保育士修学資金連帯保証人届出事項変更書（様式 12）を県社協会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（審査及び決定）

- 第 9 県社協会長は、申請者から提出のあった書類及び養成施設の長からの推薦書等をもって審査し、貸付の可否を決定するものとする。
- 2 県社協会長は、前項による審査の結果を保育士修学資金貸付承認・不承認決定通知書（様式 4）により、修学資金の貸付の推薦のあった養成施設をとおして申請者に通知するものとする。
- 3 第 3 の第 1 項（2）による申請者にあつては、貸付内定（不承認）通知書（様式 4 の 2）により貸付の可否を通知し、第 7 の第 2 項により意見書の提出があつた福祉事務所長にその写をもって通知するものとする。

（貸付に係る契約等）

- 第 10 前第 9 により修学資金の貸付の決定通知を受けた申請者は、決定通知のあつた日から起算して 14 日以内に、次の書類を県社協会長に提出するものとする。
 - (1) 保育士修学資金金銭消費貸借契約書・2 部（様式 5）
 - (2) 誓約書（様式 6）
 - (3) 保育士修学資金送金口座（申込・変更）申請書（様式 7）
 - (4) 個人情報の取扱に関する同意書（様式 8）
 - (5) 保育士修学資金借用証書（様式 9）（連帯保証人と連署したもの。以下同じ。）
- 2 第 9 の第 3 項により貸付内定通知があつた者は、養成施設に入学した後、前項の書類を提出するものとする。
- 3 前項による期間内に書類の提出がない場合は、修学資金の貸付を辞退したものとみなす。

（修学資金の交付）

- 第 11 県社協会長は、第 10 により書類の提出があつたときは、当該貸付決定に係る修学資金を交付するものとする。
- 2 修学資金の交付は分割によるものとし、保育士修学資金送金口座（申込・変更）申請書（様式 7）により申出のあつた口座に振込により送金するものとする。
- 3 前 2 項による交付の時期は、4 月に前期分として 4 月から 9 月までの修学資金を、又、9 月に後期分として 10 月から翌年 3 月までの修学資金をそれぞれ当該月の 15 日に送金するものとし、送金日が金融機関の休業日のときは翌営業日に送金するものとする。ただし、養成施設に入学した当初の修学資金（4 月から 9 月までの修学資金）の交付の時期は、第 10 の契約締結後とする。
- 4 入学準備金は養成施設に入学した後、第 1 回目の送金と併せて、又、就職に伴う準備金は貸付を希望する申請者に対し修学期間の最終月に交付するものとする。

（貸付の休止及び貸付契約の解除）

- 第 12 県社協会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付された修学資金があるときは、その修学資金は、借受人が復学した日の属する月の翌月以後の分として

貸付されたものとみなす。

2 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。

- (1) 養成施設を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 休学又は停学の期間が1年を超えるとき。
- (5) 修学資金の貸付を辞退したとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付を受けたことが明らかになったとき。
- (7) 死亡したとき。
- (8) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(返還債務の履行猶予)

第 13 県社協会長は、借受人が修学資金の貸付を解除した後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、貸付けた修学資金に係る返還債務を猶予するものとする。

2 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号の事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 県内において別表に定める保育業務に従事しているとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において当該業務に従事した場合も含む。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還猶予の申請等)

第 14 借受人は、第 13 に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) 保育士修学資金返還猶予申請書（様式 17）
- (2) 借受人が養成施設に在学している場合は在学届（様式 10）
- (3) 別表に定める保育業務に従事したとき、及びその業務を継続している場合は業務従事届（様式 16）
- (4) その他やむを得ない事由の場合は、その事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による猶予の申請があつたときは、審査のうえ、保育士修学資金返還猶予申請結果通知書（様式 18）により、その結果を申請者に通知するものとする。

(返還債務の免除)

第 15 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金に係る返還債務を免除できるものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、県内（別表の2の場合は全国の区域。以下同じ。）又は被災県において別表に定める保育業務に従事し、かつ、5年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。以下同じ。）これらの業務に従事したとき。
- (2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において別表に定める保育業務に従事した場合、又は中高年離職者（養成施設入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内の者をいう。）が当該業務に従事した場合にあつては3年間引き続き業務に従事したとき。
- (3) 従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外に

において別表に定める保育業務に従事した期間も前（１）及び（２）の業務従事期間に含めることができる。

- （４）前（１）から（２）でいう従事は、常勤であること。なお、通年で雇用され、１日６時間以上かつ月２０日以上勤務している場合は、常勤とみなす。
- ２ 前項に規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- ３ 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができるものとする。
- （１）死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったときは、返還債務の額の全部又は一部。
- （２）長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から５年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。
- （３）県内において２年以上、別表に定める保育業務に従事したときは、返還債務の額の一部。ただし、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者などには、適用しない。
- ４ 前３項の（１）及び（２）については、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものであること。
- ５ 前３項による免除できる額は、県内において別表に定める保育業務に従事した期間を、修学資金の貸付を受けた期間の２分の５（中高年離職者等については２分の３）に相当する期間で除して得た数値（数値が１を超えるときは、１とする。）を返還債務の額に乘以得た額とするものとする。

（返還債務の免除の申請等）

第 16 借受人は、第 15 の第 1 項から第 3 項に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- （１）保育士修学資金返還免除申請書（様式 21）
- （２）業務従事届（様式 16）
- （３）その他の事由の場合は、その事由が確認できる書類
- ２ 県社協会長は、前項による免除の申請があつたときは、審査のうえ、保育士修学資金返還免除申請結果通知書（様式 22）により、その結果を借受人に通知するものとする。

（勤務期間の計算）

第 17 修学資金の返還猶予及び返還免除期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、第 15 の第 1 項（４）によるものとし、保育士業務に従事した日の属する月から業務しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

（返 還）

第 18 借受人が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、貸付を受けた修学資金を一括又は月賦による均等払（端数が生じる場合は初回の返還金に上乘せする。）により返還しなければならない。

- （１）修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- （２）養成施設を卒業した日から１年以内に保育士登録簿に登録せず、又は県内において別表に定める保育業務に従事しなかったとき。
- （３）県内において別表に定める保育業務に従事する意思がなくなったとき。

- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項に規定する月賦による返還ができる場合は、別表に定める保育業務に従事した場合であって、前項の当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、第 13 による返還債務の履行が猶予された期間と、保育業務に従事した期間を合算した期間とする。ただし、5 年を上限とする。
 - 3 前 1 項のほか、虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた修学資金を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。
 - 4 借受人は、前 1 項に該当するに至ったときは、その事由が生じた日から 14 日以内に返還届（様式 19）を県社協会長に提出しなければならない。
 - 5 県社協会長は、前項の返還届に基づき、保育士修学資金返還通知書（様式 20）により当該借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

（延滞利子）

- 第 19 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
- 2 前項に規定する延滞利子の計算については、年 365 日として計算するものとする。
 - 3 前 2 項により計算した延滞利子の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（届出義務）

- 第 20 借受人は、貸付けた修学資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの期間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届け出なければならない。
- (1) 借受人の住所・氏名・勤務先、その他の重要な事項に変更があったとき。（様式 11）
 - (2) 借受人が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。（事実を証明する書類）
 - (3) 借受人が休学し、停学し、復学し、又は退学したとき。（様式 13）
 - (4) 借受人が留年したとき。（様式 13）
 - (5) 借受人が卒業したとき。（様式 14）
 - (6) 修学資金の貸付を辞退するとき。（様式 13）
 - (7) 借受人が別表に定める保育業務に従事したとき（様式 16）、又は退職したとき（様式 11）
 - (8) 借受人が都道府県の保育士登録簿に登録したとき。（様式 15）
 - (9) 連帯保証人の氏名・住所・勤務先、その他の重要な事項に変更があったとき。
(様式 12)

- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は保育士修学資金借受人異動事項等届出書（様式 11）に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。

（その他）

- 第 21 県社協会長は、第 20 に定める書類のほか、必要があるときは、借受人に対し、修学資金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 14 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日からの貸付者に適用する。

<別表>

福島県保育士修学資金の返還債務の免除に係る対象業務

- 1 福島県内において以下の施設等で保育業務に従事すること
 - (1) 障害児通所支援（児童発達支援または放課後等デイサービス）を行なう児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設
 - (2) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
 - (3) 児童相談所の児童を一時保護する施設
 - (4) 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（指定保育士養成施設）
 - (5) 幼稚園のうち、次に掲げるもの
 - ①教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ②「認定こども園」への移行を予定している施設
 - (6) 認定こども園
 - (7) 認可外保育施設のうち、次に掲げるもの
 - ①児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
 - ②上記①に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - ③雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等視援助正規の助成を受けている施設
 - ④「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発第0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
 - (8) 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
 - (9) 一時預かり事業、病児保育事業
 - (10) 放課後児童健全育成事業
- 2 全国を区域とする以下の施設において保育士としての業務に従事すること
 - (1) 国立児童自立支援施設
 - (2) 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設
 - (3) 医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」